豊橋市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推進事業費補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則(平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、豊橋市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、豊橋鉄道渥美線(以下「渥美線」という。)のサイクルトレイン(自転車を車両内に持ち込むことができるものをいう。)を推進することにより、もって自転車利用者の渥美線の利用の促進を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、豊橋鉄道 株式会社とする。

(暴力団等の排除)

- 第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれ かに該当すると認めたときは、補助金の交付を決定しないことができる。
 - (1) 豊橋市暴力団排除条例(平成23年豊橋市条例第2号)第2条第1号に規定 する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」 という。)
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)
 - (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体 (交付決定の取消し)
- 第5条 市長は、補助対象事業者が前条各号のいずれかに該当すると認めたときは、 補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業)

- 第6条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者が実施する事業であって、当該補助事業者が運行等を行う渥美線の車両、駅等に係るサイクルトレインのPRに係る整備に資する次に掲げる事業とする。
 - (1) サイクルトレインの車両本体への装飾に係る事業
 - (2) 豊橋市内の渥美線の駅等への案内表示の整備事業

(補助対象経費)

- 第7条 補助対象経費の範囲は、補助事業者が、前項の補助事業に係る設備等の整備 等に直接要する工事費(物品等の購入費用を含む。)及びこれに附帯する工事費と する。
- 2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

(補助金の補助率)

- 第8条 補助金の補助率は次のとおりとし、予算で定める額の範囲内で交付するものとする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
 - (1) 第6条第1号に掲げる事業の場合 補助対象経費の37.5%以内で市長が定める率
 - (2) 第6条第2号に掲げる事業の場合 補助対象経費の50%以内で市長が定める 率

(補助金の交付申請)

- 第9条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推進事業費補助金交付申請書(様式第1)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第10条 規則第5条第2項の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推進事業費補助金交付決定通知書(様式第2)により行うものとする。

(申請の取下げの期日)

第11条 規則第7条第1項の市長が定める期日は、30日以内とする。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合(変更の内容が軽微であると市長が認める場合を除く。)は、速やかに豊橋市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推進事業変更申請書(様式第3)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更事業計画書
- (2) 変更収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、変更を決定したときは、 豊橋市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推進事業費補助金変更決定通知書(様式第 4)により補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

- 第13条 補助事業者は、市長が必要と認める場合は、速やかに豊橋市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推進事業状況報告書(様式第5)により市長に対し、補助事業の実施等の状況を報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が第10条の規定による通知書の交付を受けた日が属する 年度(以下「補助事業年度」という。)内に完了しない見込みであるときは、豊橋 市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推進事業状況報告書にその理由を付して、その 事実が判明した日から30日を経過した日又は補助事業年度の3月10日のいずれか早 い日までに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第14条 規則第10条の市長が定める期日は、補助事業が完了した日から30日を経過した日又は補助事業年度の3月20日のいずれか早い日までとする。
- 2 規則第10条の規定による実績報告は、豊橋市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推 進事業実績報告書(様式第6)により行うものとする。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第11条の規定による補助金の額の確定の通知は、豊橋市豊橋鉄道渥美線サイクルトレイン推進事業費補助金額確定通知書(様式第7)によるものとする。

(補助金の交付)

- 第16条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額が確定した場合において、補助金の交付を受けようとするときは、市長が定める期日までに請求書を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けた後に、当該補助事業者に対し、補助金を交付するものとする。

(帳簿等の備付け及び期間)

第17条 補助事業者は、規則第17条の帳簿のほか、補助事業によって取得し、又は効

用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)の得喪に関する書類及び当該財産の現状の把握に必要な書類その他資料(以下「取得財産等に関する書類等」という。)を備え付けなければならない。

- 2 取得財産等に関する書類等は、取得財産等を取得した時期、又は効用が増加した 時期、所在場所、価格及び取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければな らない。
- 3 規則第17条の帳簿及び取得財産等に関する資料等は、補助事業年度の終了後5年 間保存しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第18条 補助事業者は、取得財産等について、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、第2条の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限の期間)

第19条 規則第18条の市長が定める期間は、補助事業年度の終了後5年間とする。 (委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、公布の日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日限り、 その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された補助金については、 この要綱は、なお効力を有する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。